

佐世保市立山澄中学校いじめ防止基本方針

佐世保市立山澄中学校

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下の「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 基本的ないじめ防止対策の考え方

- (1) いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つである。いじめにより、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、その問題の解決には、正確さ、迅速さとともに、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、全ての教職員が取り組んでいく。
- (2) いじめの早期発見に努めるとともに、発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策推進委員会（いじめの防止等の対策のための校内組織）で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織での検討をもとに、関係職員が速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者（佐世保市教育委員会：以下同様）に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察等の関係機関とも連携を図り適切かつ迅速に対処する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

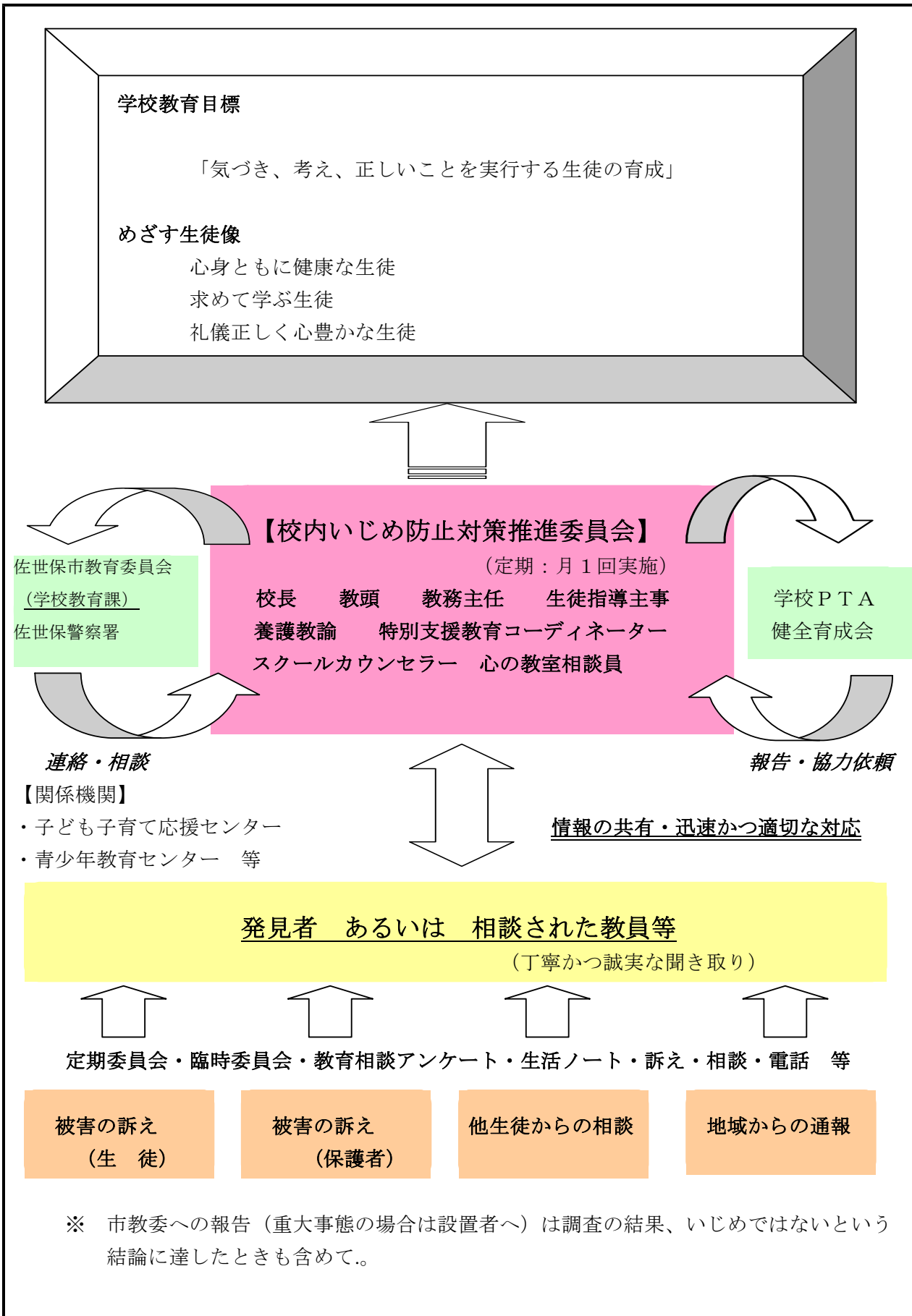
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

留意点：個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。また「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。（いじめられている本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど）なお、いじめの認知は、校内いじめ防止対策推進委員会を活用して行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策の組織

いじめ防止対策推進法第22条の規定する組織として、学校に「校内いじめ防止対策推進委員会」を設置する。委員会は毎月1回開催し、緊急の場合は臨時に招集する。

(1) 校内いじめ防止対策推進委員会の概要



(2) いじめ防止対策推進委員会の姿勢（役割）

- ① 正確な事実の収集（調査・聴き取り等）
- ② いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援
- ③ いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
- ④ 犯罪に関わる場合は、関係機関との連携
- ⑤ 集団への指導
- ⑥ いじめ防止のための対応策の検討、校内研修の計画
- ⑦ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

4 いじめの未然防止等に関する措置

(1) いじめを生まない土壌づくり

いじめには、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。いじめの早期発見のため、多様な情報の収集に全力をもって取り組むとともに、全生徒が安心できる学校の雰囲気や規範意識の醸成が必要である。このことを教職員が十分理解し、学年・学級経営、教科経営を行う。

① 道徳教育の充実

学年ごとに道徳指導計画や教材を十分活用・吟味し、修正しながら年間時数を確保する。指導を通し、自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道徳教育を推進する。道徳担当者は、道徳教育が各学年で適切に推進されるよう、計画の修正や追加を行う。

② 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することをとおして、はじめて正しい人権感覚を身につけることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

- ・人権集会を中心とした人権学習

③ 生徒会活動の活性化

人権週間の実施とあわせて、生徒会主体の活動を企画し、全生徒への問題提起を行う。

- ・いじめゼロ宣言

④ わかる授業の推進と授業規律の確保

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究、授業改善に取り組む。また、毎時間、全員の生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするために、授業において話し合い活動等の共通実践を実施する。また、「山澄中学校学習の手引き」を作成し、全校生徒に配付して授業規律の共通理解・共通指導を行う。

⑤ インターネット等におけるいじめの防止

携帯電話等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話（例：メディア教室）等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について啓發文書を配布する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 生活ノート等を活用した学級経営

毎日の点検や教師による書き込みを継続し活用する。

② アンケートの実施

長期休業明け等に、定期的（年3回）に実施する。いじめをうかがわせるような情報がある場合には、臨時にアンケートを実施する。（記名方式と無記名方式との併用）

③ 教育相談活動の実施

教育相談（年2回）にあわせて、教育相談アンケートを実施し、全生徒を対象にした教育相談活動を進める。（相談者は、担任や生徒により指名の場合もある。）

④ いじめ発見のポイントの確認・共通理解

教職員は日常的に「いじめに苦しんでいる生徒がいないか」との意識を持って生徒を観察し、情報交換を繰り返しながら早期発見に努める。

(3) 相談体制の整備

生徒の相談窓口は原則担任や教育相談担当であるが、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるように、普段から協力体制を築いておく。

① 学年内の協力体制（担任と副担任）

② 学年を超えた協力体制

③ 部活動顧問との協力体制

④ 教育相談員との協力体制

⑤ 児童生徒理解支援システムの効果的な活用による情報共有

(4) 教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に行動する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談を受けた場合には真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は委員会が中心となり、速やかに生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

- ④ 学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認める場合には、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ① まず、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライベートには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室に置いて指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を利用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ⑥ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑦ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

- ⑧ いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断する。
- ⑤ 全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するという措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ③ 上記のような措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 調査を要する重大事態の例
 - ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ② 重大事態の報告
学校 ⇒ 市教育委員会 ⇒ 市長及び県教育委員会

③ 調査主体

学校が主体となって調査を行う場合は、市教育委員会が必要な指導、人的措置等の適正な支援を行う。

④ 調査を行うための組織

学校においては市教育委員会の組織のもと、いじめ対策委員会が行う。

⑤ 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのように問題があったか、学校・教職員がどのように対応したなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取る。
- ・在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、個別の事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・いじめた生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合(当該生徒が入院又は死亡した場合)

- ・いじめられた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

⑥ いじめられた生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ア 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- イ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的、目標、調査を行う組織、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておく。
- エ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- オ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があるとなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

① 調査結果の報告及び提供

- ア 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - ・調査結果の報告先は 学校 ⇒ 市教育委員会 ⇒ 市長及び県教育委員会
- イ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

② 調査結果を報告する際の留意事項

ア 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

7 年間計画

4月	学校基本方針の確認・PTA総会等での説明	◆生徒指導部会（週1回） ◆いじめ防止対策推進委員会（月1回） ◆生活・いじめアンケート（月1回）
5月		
6月	いのちを見つめる強調月間 教育相談	
7月	三者面談・家庭訪問	◇生徒による平和集会の 企画・運営
8月	平和集会 校内研修	
9月		
10月		
11月		◇生徒による人権集会の 企画・運営
12月	人権集会	
1月	教育相談	
2月		
3月	いじめ防止取組評価アンケート	